

京都市告示第 68 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
岩倉14号線	左京区岩倉幡枝町217番地地先から同町502番地地先まで	告示の日
岩倉31号線	左京区岩倉幡枝町802番地地先から同町811番地の2地先まで	〃
桃山経11号線	伏見区桃山町日向23番地地先内	〃
小栗栖経38号線	伏見区小栗栖中山田町71番地地先から同町60番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)